

別記第 1 の 2 構造設備明細書の記入要領

1 製造所・一般取扱所構造設備明細書【様式第4のイ】

- ① 申請に係る施設区分以外を二重線で抹消する。
- ② 「事業の概要」欄は、当該製造所等を設置している事業所等の主たる事業概要を記入する。
 (例) 塗料の製造／医薬品製造業／灯油の販売／ホテル業／スポーツセンター 等
- ③ 「危険物の取扱作業の内容」欄は、危険物の取り扱い及び取扱いに伴う貯蔵等の概要を記入する。
 (例) ・アルコール等の溶媒と各種原料を調製タンクに入れ、攪拌・混合濾過後充填する。
 ・原料の顔料を計量、分散を行い各種溶剤にて混合し試作用塗料の製造を行う。
 ・専用地下タンクに貯蔵された灯油を計量機にて吸い上げ、容器に詰め替え販売する。
 ・地下タンク貯蔵所に貯蔵された軽油を燃料移送ポンプにより燃料小出槽に送り、非常用発電設備の燃料として消費する。 等
- ④ 「製造所（一般取扱所）の敷地面積」欄は、当該製造所等が設置される事業所の敷地全体の面積を記入する。
- ⑤ 「建築物の構造」欄は、製造所等として規制される部分の構造等を記入する。

なお、構造については構造方法又は建築材料等を簡潔に記入するとともに、必要に応じて建基法上の耐火構造、防火構造、不燃材料等についてかっこ書きで記入する。

また、耐火構造又は防火構造等として国土交通大臣が指定した認定工法による場合は認定番号を記入する。

(例) RC造（耐火構造）／CB造（耐火構造）／ALCt100（耐火構造）／吹付けロックウール被覆外壁（耐火構造：FP060NE-9305）／鉄骨造不燃ボード張（防火構造：PC030NE-9105）／鉄骨造（不燃材料）／スレート造（不燃材料） 等

【建築物が一棟すべて製造所等である場合】

- a 「階数」は、建基令第2条第8号に規定する階数を記入し、地階がある場合は地階の階数も記入する。
- b 「建築面積」は、建基令第2条第2号に規定する建築面積を記入する。
- c 「延べ面積」は、建基令第2条第4号に規定する延べ面積を記入する。ただし、建築物がない製造所等である場合は、「階数」「建築面積」欄は斜線で抹消し、「延べ面積」欄に当該製造所等の部分の面積を記入する。
- d 「延焼のおそれのある外壁」は、危政令第9条第5号の規定に該当する外壁がある場合に、構造を記入する。該当しない場合は斜線で抹消する。
- e 「その他の壁」は、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造について記入する。
- f 「柱」「床」「はり」「屋根」「階段」は、それぞれの構造について記入する。
- g 「窓」は、外壁に面する部分に窓がある場合に材質及びガラスの種類を記入し、かっこ書きで建基法に規定する耐火性能を記入する。

(例) アルミ製、網入りガラス（防火設備）／スチール製、はめ殺し網入りガラス（特定防火設備） 等

h 「出入口」は、外壁に面する部分の出入口について、材質及びガラスの種類を記入し、かっこ書きで建基法に規定する耐火性能及び自閉式について記入する。

(例) 鉄製、網入りガラス（防火設備）／鉄製（特定防火設備・自閉式） 等

【建築物の一部に製造所等を設ける場合】

- a 「階数」は、当該製造所等が設置されている階数を記入する。
- b 「建築面積」は、記入せず斜線で抹消する。ただし、当該製造所等が複数の階に設置されている場合は、それぞれの階における製造所等の部分の面積について記入する。
- c 「延べ面積」は、当該製造所等の部分の面積（複数の階に設置されている場合は合計の面積）

を記入する。

- d 「延焼のおそれのある外壁」は、当該製造所等の部分に危政令第9条第5号の規定に該当する外壁がある場合に構造を記入する。
- e 「その他の壁」は、当該製造所等の部分の延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造について記入する。
- f 「柱」「床」「はり」「階段」は、当該製造所等の部分についてそれぞれの構造を記入する。
- g 「屋根」は、当該製造所等の屋根の構造を記入する。ただし、上階がある場合は上階の床の構造を記入する。
- h 「窓」は、当該製造所等の部分の外壁に面する部分又は他用途部分との区画に面する部分の窓について、材質及びガラスの種類を記入し、かっこ書きで建基法に規定する耐火性能を記入する。
- i 「出入口」は、当該製造所等の部分の外壁に面する部分又は他用途部分との区画に面する部分の出入口について、材質及びガラスの種類を記入し、かっこ書きで建基法に規定する耐火性能及び自閉式について記入する。

- ⑥ 「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」欄は、【建築物が一棟すべて製造所等である場合】については、記入せず斜線で抹消する。

【建築物の一部に製造所等を設ける場合】

- a 「階数」は、建築物全体の建基令第2条第8号に規定する階数を記入する。ただし、地階がある場合は地階の階数も記入する。
- b 「建築面積」は、建築物全体の建基令第2条第2号に規定する建築面積を記入する。
- c 「延べ面積」は、建築物全体の建基令第2条第4号に規定する延べ面積を記入する。
- d 「建築物の構造概要」は、建築物全体の建基法第2条第5号に規定する主要構造部の構造の概要を記入する。

例 R C造（耐火構造）／鉄骨造（準耐火構造） 等

- ⑦ 「製造（取扱）設備の概要」欄は、次に掲げる20号タンク以外の主要な機器又は設備等について記入する。

なお、これらの設備等が多数設置される場合は、別紙のとおりと記入し別紙一覧表を添付する。

- a 蒸留塔、精留塔、分留塔その他これらに類する施設の設置数及び最高地上高さ
- b 20号タンクに該当しない反応槽、溶解槽、混合攪拌槽、反応釜、配合釜その他これらに類する設備の容量及び設置数
- c 分離器、濾過器、脱水器、熱交換器、蒸発器、凝縮器その他これらに類する設備の設置数
- d 危険物を取り扱うポンプ、危険物を出荷するローディングアームの設置数
- e 発電機、ボイラー設備、加熱炉、工作機械、油圧機械、印刷機、塗料の吹付機その他これらに類する施設の概要及び設置数
- f 固定給油設備、固定注油設備の性能及び設置数
- g その他危険物を製造し、又は取り扱う主要な機器又は設備等の概要及び設置数

- ⑧ 「令第九条第一項第二十号のタンクの概要」欄は、20号タンクの容量及び設置数を記入する。

なお、20号タンクはそれぞれ別途構造設備明細書（様式第4のハ、第4のニ、第4のホ）を添付する。

- ⑨ 「配管」欄は、危険物を取り扱う配管の材質又はJIS記号、外面の腐食を防止するための措置等を記入する。

また、地下埋設配管の場合は塗覆装、コーティング、電気防食等について記入する。

例 【地上部分】SGP（さび止め塗装）／圧力配管用炭素鋼鋼管（さび止め塗装）／JIS G 3452（白管）／SUS 等

【埋設部分】ポリエチレン被覆鋼管（溶接部ペトロラタム含侵テープ被覆）／PLP管（電気

防食) 等

- ⑩ 「加圧設備」欄は、製造・取扱機器、タンク、配管等内の危険物に、外部から圧力を加える設備等について、加圧を行う設備又は施設名、加圧される危険物の化学名又は通称名、圧力及び加圧する物質を記入する。ただし、正圧又は負圧で5kPaを超えない設備については当該設備には該当しない。

例 植物油20号タンク、200kPa加圧(窒素) 等

- ⑪ 「加熱設備」欄は、危険物を直接又は間接的に加熱する設備等について、加熱される危険物の化学名又は通称名、加熱する設備又は施設名、最高加熱温度及び加熱媒体を記入する。ただし、危険物を保温する設備は当該設備には該当しない。

例 重油、加熱炉、200℃(直火) 等

- ⑫ 「乾燥設備」欄は、危険物を直接乾燥する設備又は危険物に含まれる溶剤等を蒸発させる設備等について、乾燥する設備又は施設名、乾燥される危険物の化学名又は通称名、乾燥設備の最高温度、電気設備がある場合は防爆性能等を記入する。

例 防爆乾燥器、アセトン、60℃、耐圧防爆構造(d2G4) 等

- ⑬ 「貯留設備」欄は、当該製造所等に設置している、ためます、拡散防止措置(排水溝、囲い)、油分離装置等を記入する。

- ⑭ 「電気設備」欄は、危政令第9条第1項第17号に規定する電気工作物に係る法令に基づく電気設備の防爆構造の種類及び個数等を記入する。ただし、添付書類等により詳細が明らかになっている場合は、総合的に「電気設備技術基準により設置」と記入することができる。

- ⑮ 「換気、排出の設備」欄は、当該製造所等における換気設備及び可燃性蒸気排出設備について、種別及び個数について記入する。

例 【換気設備】自然換気口2箇所/強制換気設備×1(ベンチレーター) 等

【可燃性蒸気排出設備】自動強制排出設備(防爆型ベンチレーター・換気設備兼用)×1 等

- ⑯ 「静電気除去設備」欄は、静電気除去の種類等について記入する。

例 【接地方式による場合】D種接地/アース 等

【接地方式以外】不活性ガスによるシール/イオナイザ装置(空気イオン化)×1 等

- ⑰ 「避雷設備」欄は、JIS A 4201:2003に基づく保護手法(保護角法、回転球体法、メッシュ法)、受雷部(突針、水平導体、メッシュ導体)及び内部保護の有無について記入する。

なお、他の建築物等に設置された避雷設備の保護範囲内であることにより、当該製造所等に避雷設備を設置しない場合は、建築物等の名称及び避雷設備の概要について記入する。

例 JIS A 4201:2003による回転球体法(突針2本)、内部保護有り 等

- ⑱ 「警報設備」欄は、危規則第37条に規定する区分のうち、当該製造所等に設置したものを記入し、かっこ書きで義務又は任意の別を記入する。

例 自動火災報知設備(任意)/電話(義務) 等

- ⑲ 「消火設備」欄は、危政令別表第5の消火設備の区分のうち、当該製造所等に設置したもの及びその設置数を記入する。

例 第3種消火設備(不活性ガス消火設備(N2))全域/第3種消火設備(ハロゲン化物消火設備(ハロゲン2401))局所×2箇所/第4種消火設備(粉末大型消火器50型)×1個/第5種消火設備(ABC粉末10型)×3個 等

- ⑳ 「工事請負者住所氏名」欄は、設置者等から工事を請け負った法人の名称、主たる事業所の所在地及び工事の責任者又は担当者の氏名、電話番号を記入する。

様式第4のイ（第4条、第5条関係）

① 製造所
一般取扱所 構造設備明細書

事業の概要		②						
危険物の取扱作業の内容		③						
製造所（一般取扱所）の敷地面積		④				m ²		
⑤ 建築物の構造	階数		建築面積	m ²		延べ面積	m ²	
	壁	延焼のおそれのある外壁		柱		床		
		その他の壁		は	り	屋	根	
	窓		出	入	口	階	段	
⑥	建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造	階数		建築面積	m ²		延べ面積	m ²
		建築物の構造概要						
製造設備（取扱）の概要	⑦							
令第九條第一項第二十号のタンクの概要	⑧							
配管	⑨			加圧設備	⑩			
加熱設備	⑪			乾燥設備	⑫			
貯留設備	⑬			電気設備	⑭			
換気、排出の設備	⑮			静電気除去設備	⑯			
避雷設備	⑰			警報設備	⑱			
消火設備	⑲							
工事請負者住所氏名	⑳						電話	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
- 3 令第九條第一項第二十号のタンクにあつては、構造設備明細書（様式第4のハ、様式第4のニ又は様式第4のホ）を添付すること。

2 屋内貯蔵所構造設備明細書【様式第4のロ】

- ① 「事業の概要」欄は、当該屋内貯蔵所を設置している事業所等の主たる事業概要を記入し、かつ書きで貯蔵目的を記入する。

(例) 塗料の製造(原料及び製品の保管) / 自動車整備業(エンジンオイル及び塗料の保管) / 大学(研究用薬品の保管) 等

- ② 「建築物の構造」欄は、屋内貯蔵所として規制される部分の構造等を記入する。

なお、構造については構造方法又は建築材料等を簡潔に記入するとともに、必要に応じて建基法上の耐火構造、防火構造、不燃材料等についてかつ書きで記入する。

また、耐火構造又は防火構造等として国土交通大臣が指定した認定工法による場合は認定番号を記入する。

(例) RC造(耐火構造) / CB造(耐火構造) / ALCT100(耐火構造) / 吹付けロックウール被覆外壁(耐火構造:FP060NE-9305) / 鉄骨造不燃ボード張(防火構造:PC030NE-9105) / 鉄骨造(不燃材料) / スレート造(不燃材料) 等

【建築物が一棟すべて屋内貯蔵所である場合】

a 「階数」は、建基令第2条第8号に規定する階数を記入する。

b 「建築面積」は、建基令第2条第2号に規定する建築面積を記入する。

c 「延べ面積」は、建基令第2条第4号に規定する延べ面積を記入する。

d 「延焼のおそれのある外壁」は、危政令第10条第1項第6号の規定に該当する外壁がある場合に、構造を記入する。該当しない場合は斜線で抹消する。

e 「その他の壁」は、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造について記入する。

f 「柱」「床」「はり」「屋根又は上階の床」「階段」は、それぞれの構造について記入する。

g 「窓」は、外壁に面する部分に窓がある場合に材質及びガラスの種類を記入し、かつ書きで建基法に規定する耐火性能を記入する。

(例) アルミ製、網入りガラス(防火設備) / スチール製、はめ殺し網入りガラス(特定防火設備) 等

h 「出入口」は、外壁に面する部分の出入口について、材質及びガラスの種類を記入し、かつ書きで建基法に規定する耐火性能及び自閉式について記入する。

(例) 鉄製、網入りガラス(防火設備) / 鉄製(特定防火設備・自閉式) 等

i 「軒高」「階高」は、危政令第10条第1項第4号に規定する軒高を記入する。

【建築物の一部に屋内貯蔵所を設ける場合】

a 「階数」は、当該屋内貯蔵所が設置されている階数を記入する。

b 「建築面積」は、記入せず斜線で抹消する。

c 「延べ面積」は、当該屋内貯蔵所の部分の面積を記入する。

d 「延焼のおそれのある外壁」は、当該屋内貯蔵所の部分に危政令第10条第1項第6号の規定に該当する外壁がある場合に構造を記入する。該当しない場合は斜線で抹消する。

e 「その他の壁」は、当該屋内貯蔵所の部分の延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造について記入する。

f 「柱」「床」「はり」は、当該屋内貯蔵所の部分についてそれぞれの構造を記入する。

g 「階段」は、危政令第10条第3項第1号の規定により設けられないことから、斜線で抹消する。

h 「屋根又は上階の床」は、当該屋内貯蔵所の屋根の構造を記入する。ただし、上階がある場合は上階の床の構造を記入する。

i 「窓」は、危政令第10条第3項第6号の規定により設けられないことから、斜線で抹消する。

j 「出入口」は、当該屋内貯蔵所の部分の外壁に面する部分又は他用途部分との区画に面する部分の出入口について材質を記入し、かつ書きで建基法に規定する耐火性能及び自閉式について記入する。

k 「軒高 階高」は、危政令第10条第2項第1号に規定する軒高又は階高を記入する。

- ③ 「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」欄は、【建築物が一棟すべて屋内貯蔵所である場合】については記入せず斜線で抹消する。

【建築物の一部に屋内貯蔵所を設ける場合】

a 「階数」は、建築物全体の建基令第2条第8号に規定する階数を記入する。ただし、地階がある場合は地階の階数も記入する。

b 「建築面積」は、建築物全体の建基令第2条第2号に規定する建築面積を記入する。

c 「延べ面積」は、建築物全体の建基令第2条第4号に規定する延べ面積を記入する。

d 「建築物の構造概要」は、建築物全体の建基法第2条第5号に規定する主要構造部の構造の概要を記入する。

例 R C造（耐火構造） 等

- ④ 「架台の構造」欄は、当該屋内貯蔵所に設置した架台の材質及び設置数を記入し、かつ書きで寸法（縦（奥行）、横（幅）、高さ）及び段数を記入する。

なお、架台が可動式ラック、自動式ラック等である場合はその概要について記入する。

例 鉄骨製（幅2,300mm、奥行1,000mm、高さ1,800mm、4段）×2台 等

- ⑤ 「採光、照明設備」欄は、当該屋内貯蔵所に設置した採光及び照明設備について、種類、概要及び設置数を記入する。

例 【採光窓】アルミ製、網入りガラス（防火設備）×1／スチール製、はめ殺し網入りガラス（特定防火設備）×2 等

【照明設備】蛍光灯器具×3／白熱灯器具（耐圧防爆）×2／安全増防爆LED器具×1 等

- ⑥ 「換気、排出の設備」欄は、当該屋内貯蔵所における換気設備及び可燃性蒸気排出設備について、種別及び個数について記入する。

例 【換気設備】自然換気口2箇所／強制換気設備1基（ベンチレーター） 等

【可燃性蒸気排出設備】自動強制排出設備1基（換気設備兼用） 等

- ⑦ 「電気設備」欄は、危政令第9条第1項第17号に規定する電気工作物に係る法令に基づく電気設備の防爆構造の種類及び個数等を記入する。ただし、添付書類等により詳細が明らかになっている場合は、総合的に「電気設備技術基準により設置」と記入することができる。

- ⑧ 「避雷設備」欄は、JIS A 4201：2003に基づく保護手法（保護角法、回転球体法、メッシュ法）、受雷部（突針、水平導体、メッシュ導体）及び内部保護の有無について記入する。

なお、他の建築物等に設置された避雷設備の保護範囲内であることにより、当該製造所等に避雷設備を設置しない場合は、建築物等の名称及び避雷設備の概要について記入する。

例 JIS A 4201：2003による回転球体法（突針2本）、内部保護有り 等

- ⑨ 「通風、冷房装置等の設備」欄は、危政令第10条第1項第15号の規定により設置される通風装置又は冷房装置等の設備の概要及び設置数について記入する。

なお、当該規定によらない装置であっても、貯蔵庫の温度管理のために設ける設備である場合は記入する。

例 安全増防爆型冷却器（室内型）×2基 等

- ⑩ 「消火設備」欄は、危政令別表第5の消火設備の区分のうち、当該屋内貯蔵所に設置したもの及びその設置数を記入する。

例 第3種消火設備（不活性ガス消火設備（N2））全域1箇所／第3種消火設備（ハロゲン化物消火設備（ハロゲン2401））局所2箇所／第4種消火設備（粉末大型消火器50型）×1個／第5種消火設備（ABC粉末10型）×3個 等

- ① 「警報設備」欄は、危規則第37条に規定する区分のうち、当該屋内貯蔵所に設置したものを記入し、かっこ書きで義務又は任意の別を記入する。
例 自動火災報知設備（任意）／電話（義務） 等
- ② 「工事請負者住所氏名」欄は、設置者等から工事を請け負った法人の名称、主たる事業所の所在地及び工事の責任者又は担当者の氏名、電話番号を記入する。

様式第4のロ（第4条、第5条関係）

屋内貯蔵所構造設備明細書

事業の概要		①									
② 建築物の構造	階数	建築面積		m ²		延べ面積		m ²			
	壁	延焼のおそれのある外壁		柱		床					
		その他の壁		は		り		屋根又は上階の床			
	窓	出入口		階段		軒高		m			
③ 建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造	階数	建築面積		m ²		延べ面積		m ²			
	建築物の構造概要										
架台の構造		④									
採光、照明設備		⑤									
換気、排出の設備		⑥									
電気設備		⑦									
避雷設備		⑧									
通風、冷房装置等の設備		⑨									
消火設備		⑩									
警報設備		⑪									
工事請負者住所氏名		⑫									
										電話	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

3 屋外タンク貯蔵所構造設備明細書【様式第4のハ】

- ① 「事業の概要」欄は、当該屋外タンク貯蔵所を設置している事業所等の主たる事業概要を記入し、かっこ書きで貯蔵目的を記入する。
- 例 塗料の製造（原料原油の貯蔵）／医薬品製造業（製品の貯蔵）／産業廃棄物処理業（燃焼炉（一般取扱所）にて消費する燃料の貯蔵） 等
- ② 「貯蔵する危険物の概要」欄は、当該屋外タンク貯蔵所に貯蔵する危険物の引火点及び最高貯蔵温度を記入する。
- なお、常温で貯蔵する場合は常温と記入する。
- ③ 「基礎、据付方法の概要」欄は、当該タンクを設置する位置の基礎施工方法及びタンク据付方法の概要を記入する。
- 例 鉄筋コンクリート造りの基礎にアンカーボルト（M16×8本）で固定。タンク底部、エポキシ樹脂防食／コンクリート直接基礎、M16アンカーボルト4本にて固定。タンク底部はアスファルトサンド厚さ50mm仕上げ 等
- ④ 「タンクの構造、設備」欄は、次により記入する。（長さを記入する際の単位はmm）
- a 「形状」は、タンクの形状及び屋根形状について記入する。
- 例 縦置円筒型（コーンルーフ）／縦置円筒型（ドームルーフ）／縦置円筒型（フローティングルーフ）／縦置円筒型（インナーフロート）／横置円筒型／角型 等
- b 「常圧・加圧（kPa）」は、当該タンクの貯蔵方法を○で囲み、加圧の場合はその圧力を記入する。ただし、正圧又は負圧で5kPaを超えないものについては加圧には該当しない。
- c 「寸法」は、次の例により記入する。
- 例 【縦置円筒型】内径、高さ（側板の底部からトップアングルまでの高さ）
【横置円筒型】内径、全長、胴長、鏡出
【角型】縦（奥行）、横（幅）、高さ
- d 「容量」は、危政令第5条の規定により算定されたタンクの容積を記入する。
- e 「材質、板厚」は、タンクのそれぞれの部分の材質及び板厚を記入する。
- 例 【縦置円筒型】底板SS400 9.0mm、側板SS400 6.0mm、屋根板 SS400 4.5mm、アニュラ板 SS400 9.0mm 等
【横置円筒型】胴板 SUS304 6.0mm、鏡板SUS304 6.0mm 等
【角型】底板SS400 9.0mm、側板SS400 6.0mm、上蓋SS400 6.0mm 等
- f 「通気管」は、設置された通気管の種別（無弁又は大気弁付）、内径、設置数を記入する。
- なお、大気弁付通気管である場合は作動圧を記入する。
- g 「安全装置」は、当該タンクが圧力タンクである場合に、安全装置の種類、設置数、作動圧を記入する。該当しない場合は斜線で抹消する。
- h 「液量表示装置」は、タンクに設置した液面計の形式又は種類を記入する。
- 例 フロート式液面計／磁歪式デジタル液面計／磁歪式高精度液面計（常時監視） 等
- i 「引火防止装置」は、設置された通気管に引火防止装置がある場合は有を○で囲む。
- j 「不活性気体の封入設備」は、タンクに不活性気体を封入する設備が設けられる場合に、当該設備の概要を記入する。該当しない場合は斜線で抹消する。
- k 「タンク保温材の概要」の欄は、タンクの外面に保温材がある場合に、保温材の種類、施工方法等を記入する。
- ⑤ 「注入口の位置」欄は、当該タンクにドラム缶又は移動タンク貯蔵所等から危険物を受け入れる注入口がある場合に、当該受入口の設置場所及び設置場所が防油堤の内側か外側かを記入する。
- なお、製造所から配管により危険物を受け入れる場合はその旨を明記する。
- 例 防油堤内西側（遠隔液面計有）／注入口なし（○○棟（製造所）から配管で受入れ） 等

- ⑥ 「注入口付近の接地電極」欄は、注入口付近にローリーアース等がある場合は有を○で囲む。
- ⑦ 「防油堤」欄は、次により記入する。
- a 「構造」は、当該防油堤の構造を記入し、かっこ書きで高さ及び厚さを記入する。
- 例 R C造(高さ800mm、厚さ150mm) 等
- b 「容量」は、当該防油堤の容量を記入する。
- なお、2以上の屋外貯蔵タンクの周囲に設ける防油堤である場合は、かっこ書きで当該防油堤内にある最大貯蔵タンクの名称又は番号等及び当該タンクの容量を記入する。
- 例 80.43 m³(最大貯蔵タンクS60第3号(50 kL)) 等
- c 「排水設備」は、当該防油堤内の雨水等の排水設備の概要を記入する。
- 例 防油堤内に集水ますを設け、防油堤外に排水弁を設ける 等
- ⑧ 「ポンプ設備の概要」欄は、当該タンクの受払いを行っているポンプの設置位置、種類、最大吐出量、電動機の出力及び防爆構造、設置数等の概要を記入する。
- 例 ・屋外、歯車ポンプ、25 L/min、0.4 kw(耐圧防爆構造)×1基
・ポンプ室(専用建築物)、渦流ポンプ、40 L/min、0.75 kw(安全増防爆構造)×2基
等
- ⑨ 「避雷設備」欄は、JIS A 4201:2003に基づく保護手法(保護角法、回転球体法、メッシュ法)、受雷部(突針、水平導体、メッシュ導体)及び内部保護の有無について記入する。
- なお、他の建築物等に設置された避雷設備の保護範囲内であることにより、当該製造所等に避雷設備を設置しない場合は、建築物等の名称及び避雷設備の概要について記入する。
- 例 JIS A 4201:2003による保護角法(突針1本) 等
- ⑩ 「配管」欄は、危険物を取り扱う配管の材質又はJIS記号、外面の腐食を防止するための措置等を記入する。
- また、地下埋設配管の場合は塗覆装、コーティング、電気防食等について記入する。
- 例 【地上部分】SGP(さび止め塗装)／圧力配管用炭素鋼鋼管(さび止め塗装)／JIS G 3452(白管)／SUS 等
- 【埋設部分】ポリエチレン被覆鋼管(溶接部ペトロラタム含浸テープ被覆)／PLP管(電気防食) 等
- ⑪ 「消火設備」欄は、危政令別表第5の消火設備の区分のうち、当該屋外タンク貯蔵所に設置したものと及びその設置数を記入する。
- 例 第4種消火設備(粉末大型消火器50型)×1個／第5種消火設備(ABC粉末10型)×3個
等
- ⑫ 「タンクの加熱設備」欄は、当該屋外貯蔵タンクの危険物を加熱する設備を設置する場合に、加熱する設備又は施設名、最高加熱温度及び加熱媒体を記入する。
- 例 ・ボイラー蒸気の配管により、タンクのジャケット部分で70℃に加熱する
・タンク内の電気ヒーターコイル(防爆構造)により、60℃に加熱する 等
- ⑬ 「工事請負者住所氏名」欄は、設置者等から工事を請け負った法人の名称、主たる事業所の所在地及び工事の責任者又は担当者の氏名、電話番号を記入する。

様式第4のハ（第4条、第5条関係）

屋外タンク貯蔵所構造設備明細書

事業の概要		①				
②	貯蔵する危険物の概要	引火点	℃	貯蔵温度	℃	
基礎、据付方法の概要		③				
④	タンクの構造、設備	形状	常圧・加圧(kPa)			
		寸法	容量			
		材質、板厚				
		通気管	種別	数	内径又は作動圧	
					mm kPa	
		安全装置	種別	数	作動圧	
					kPa	
液量表示装置		引火防止装置	有・無			
不活性気体の封入設備		タンク保温材の概要				
注入口の位置		⑤	注入口付近の接地電極	⑥ 有・無		
⑦	防油堤	構造		容量	排水設備	
ポンプ設備の概要		⑧				
避雷設備		⑨				
配管		⑩				
消火設備		⑪	タンクの加熱設備	⑫		
工事請負者住所氏名		⑬		電話		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

4 屋内タンク貯蔵所構造設備明細書【様式第4のニ】

- ① 「事業の概要」欄は、当該屋内タンク貯蔵所を設置している事業所等の主たる事業概要を記入し、かっこ書きで貯蔵目的を記入する。

例 塗料の製造（原料原油の貯蔵）／医薬品製造業（製品の貯蔵）／産業廃棄物処理業（燃焼炉（一般取扱所）にて消費する燃料の貯蔵） 等

- ② 「タンク専用室の構造」欄は、屋内タンク貯蔵所として規制される部分の構造等を記入する。
なお、構造については構造方法又は建築材料等を簡潔に記入するとともに、必要に応じて建基法上の耐火構造、防火構造、不燃材料等についてかっこ書きで記入する。

また、耐火構造又は防火構造等として国土交通大臣が指定した認定工法による場合は認定番号を記入する。

例 RC造（耐火構造）／CB造（耐火構造）／ALCt100（耐火構造）／吹付けロックウール被覆外壁（耐火構造：FP060NE-9305）／鉄骨造不燃ボード張（防火構造：PC030NE-9105）／鉄骨造（不燃材料）／スレート造（不燃材料） 等

【建築物が一棟すべて屋内タンク貯蔵所である場合】

- a 「延焼のおそれのある外壁」は、危政令第12条第1項第12号の規定に該当する外壁がある場合に構造を記入する。該当しない場合は斜線で抹消する。

b 「その他の壁」は、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造について記入する。

c 「床」「屋根」は、それぞれの構造について記入する。

- d 「出入口」は、外壁に面する部分の出入口について、材質及びガラスの種類を記入し、かっこ書きで建基法に規定する耐火性能及び自閉式について記入する。

なお、しきいの高さは、当該屋内タンク貯蔵所に設置したしきい又は防油堤の高さを記入する。

例 ・鉄製、網入りガラス（防火設備）（しきい高さ30cm）
・鉄製（特定防火設備・自閉式）（しきい高さ 防油堤高さ20cm） 等

- e 「その他」は、建基令第2条第4号に規定する延べ面積を記入する。

また、当該屋内タンク貯蔵所の外壁に面する部分に窓がある場合に材質及びガラスの種類を記入し、かっこ書きで建基法に規定する耐火性能を記入する。

例 延べ面積30.18㎡（窓有、アルミ製、網入りガラス（防火設備）×1箇所）

【建築物の一部に屋内タンク貯蔵所を設ける場合】

- a 「延焼のおそれのある外壁」は、危政令第12条第1項第12号の規定に該当する外壁がある場合に構造を記入する。該当しない場合は斜線で抹消する。

b 「その他の壁」は、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造について記入する。

c 「床」は、当該屋内タンク貯蔵所の床の構造について記入する。

- d 「出入口」は、当該屋内タンク貯蔵所の部分の外壁に面する部分又は他用途部分との区画に面する部分の出入口について材質を記入し、かっこ書きで建基法に規定する耐火性能及び自閉式について記入する。

なお、しきいの高さは、当該屋内タンク貯蔵所に設置したしきい又は防油堤の高さを記入する。

e 「屋根」は、当該屋内タンク貯蔵所の屋根の構造を記入する。ただし、上階がある場合は上階の床の構造を記入する。

f 「その他」は、当該屋内タンク貯蔵所の部分の面積を記入する。

例 タンク専用室面積30.18㎡ 等

- ③ 「建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造」欄は、【建築物が一棟すべて屋内タンク貯蔵所である場合】については、記入せず斜線で抹消する。

【建築物の一部に屋内タンク貯蔵所を設ける場合】

- a 「階数」は、建築物全体の建基令第2条第8号に規定する階数を記入する。ただし、地階がある場合は地階の階数も記入する。
- b 「設置階」は、屋内タンク貯蔵所が設置される階を記入する。
- c 「建築面積」は、建築物全体の建基令第2条第2号に規定する建築面積を記入する。
- d 「建築物の構造概要」は、建築物全体の建基法第2条第5号に規定する主要構造部の構造の概要を記入し、建築物全体の建基令第2条第4号に規定する延べ面積を記入する。
- 例 R C造(耐火構造)延べ面積1,560.43㎡ 等
- ④ 「タンクの構造、設備」欄は、次により記入する。(長さを記入する際の単位はmm)
- a 「形状」は、タンクの形状について記入する。
- 例 縦置円筒型/横置円筒型/角型 等
- b 「常圧・加圧(kPa)」は、当該タンクの貯蔵方法を○で囲み、加圧の場合はその圧力を記入する。ただし、正圧又は負圧で5kPaを超えないものについては、加圧には該当しない。
- c 「寸法」は、次の例により記入する。
- 例 【縦置円筒型】内径、高さ(側板の底部からトップアングルまでの高さ)
【横置円筒型】内径、全長、胴長、鏡出
【角型】縦(奥行)、横(幅)、高さ
- d 「容量」は、危政令第5条の規定により算定されたタンクの容積を記入する。
- e 「材質、板厚」は、タンクのそれぞれの部分の材質及び板厚を記入する。
- 例 【縦置円筒型】底板SS400 9.0mm、側板SS400 6.0mm、屋根板 SS400 4.5mm 等
【横置円筒型】胴板 SUS304 6.0mm、鏡板SUS304 6.0mm 等
【角型】底板SS400 9.0mm、側板SS400 6.0mm、上蓋SS400 6.0mm 等
- f 「通気管」は、設置された通気管の種別(無弁又は大気弁付)、内径、設置数を記入する。
なお、大気弁付通気管である場合は作動圧を記入する。
- g 「安全装置」は、当該タンクが圧力タンクである場合に、安全装置の種類、設置数、作動圧を記入する。該当しない場合は斜線で抹消する。
- h 「液量表示装置」は、タンクに設置した液面計の形式又は種類を記入する。
- 例 フロート式液面計/磁歪式デジタル液面計/磁歪式高精度液面計(常時監視) 等
- i 「引火防止装置」は、設置された通気管に引火防止装置がある場合は有を○で囲む。
- ⑤ 「注入口の位置」欄は、当該タンクにドラム缶又は移動タンク貯蔵所等から危険物を受け入れる注入口がある場合に、当該受入口の設置場所を記入する。
なお、製造所から配管により危険物を受け入れる場合はその旨を明記する。
- 例 ○○棟西側(遠隔液面計有)/注入口なし(○○棟(製造所)から配管で受入れ) 等
- ⑥ 「注入口付近の接地電極」欄は、注入口付近にローリーアース等がある場合は有を○で囲む。
- ⑦ 「ポンプ設備の概要」欄は、当該タンクの受払いを行っているポンプの設置位置、種類、最大吐出量、電動機の出力及び防爆構造、設置数等の概要を記入する。
- 例 ・タンク専用室内、歯車ポンプ、25 L/min、0.4 kw(耐圧防爆構造)×1基
・地下1階ポンプ室内、渦流ポンプ、40 L/min、0.75 kw(安全増防爆構造)×2基 等
- ⑧ 「採光、照明設備」欄は、当該屋内タンク貯蔵所に設置した採光及び照明設備について、種類、概要及び設置数を記入する。
- 例 【採光窓】アルミ製、網入りガラス(防火設備)×1/スチール製、はめ殺し網入りガラス(特定防火設備)×2 等
【照明設備】蛍光灯器具×3/白熱灯器具(耐圧防爆)×2/安全増防爆LED器具×1 等
- ⑨ 「換気、排出の設備」欄は、当該屋内タンク貯蔵所における換気設備及び可燃性蒸気排出設備について、種別及び個数について記入する。

- 例 【換気設備】自然換気口2箇所／強制換気設備1基（ベンチレーター） 等
【可燃性蒸気排出設備】自動強制排出設備1基（換気設備兼用） 等
- ⑩ 「配管」欄は、危険物を取り扱う配管の材質又はJIS記号、外面の腐食を防止するための措置等を記入する。
また、地下埋設配管の場合は塗覆装、コーティング、電気防食等について記入する。
- 例 【地上部分】SGP（さび止め塗装）／圧力配管用炭素鋼鋼管（さび止め塗装）／JIS G 3452（白管）／SUS 等
【埋設部分】ポリエチレン被覆鋼管（溶接部ペトロラタム含浸テープ被覆）／PLP管（電気防食） 等
- ⑪ 「消火設備」欄は、危政令別表第5の消火設備の区分のうち、当該屋内タンク貯蔵所に設置したものと及びその設置数を記入する。
- 例 第3種消火設備（不活性ガス消火設備（N2））全域1箇所／第3種消火設備（ハロゲン化物消火設備（ハロゲン2401））局所2箇所／第4種消火設備（粉末大型消火器50型）×1個／第5種消火設備（ABC粉末10型）×3個 等
- ⑫ 「警報設備」欄は、危規則第37条に規定する区分のうち、当該屋内タンク貯蔵所に設置したものを記入し、かっこ書きで義務又は任意の別を記入する。
- 例 自動火災報知設備（任意）／電話（義務） 等
- ⑬ 「工事請負者住所氏名」欄は、設置者等から工事を請け負った法人の名称、主たる事業所の所在地及び工事の責任者又は担当者の氏名、電話番号を記入する。

様式第4のニ（第4条、第5条関係）

屋内タンク貯蔵所構造設備明細書

事業の概要		①					
② タンク専用室の構造	壁	延焼のおそれのある外壁			床		
		その他の壁			出入口	(しきい高さ cm)	
	屋根			その他			
③ 建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造	階数			設置階			建築面積 m ²
	建築物の構造概要						
④ タンクの構造、設備	形状				常圧・加圧(kPa)		
	寸法				容量		
	材質、板厚						
	通気管	種別		数	内径又は作動圧		
					Mm kPa		
	安全装置	種別		数	作動圧		
			kPa				
液量表示装置				引火防止装置	有・無		
注入口の位置	⑤			注入口付近の接地電極	⑥ 有・無		
ポンプ設備の概要	⑦						
採光、照明設備	⑧			換気、排出の設備	⑨		
配管	⑩						
消火設備	⑪			警報設備	⑫		
工事請負者住所氏名	⑬			電話			

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

備考 2 建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

5 地下タンク貯蔵所構造設備明細書【様式第4のホ】

- ① 「事業の概要」欄は、当該地下タンク貯蔵所を設置している事業所等の主たる事業概要を記入し、かっこ書きで貯蔵目的を記入する。
- (例) 塗料の製造(原料原油の貯蔵)／医薬品製造業(製品の貯蔵)／産業廃棄物処理業(燃焼炉(一般取扱所)にて消費する燃料の貯蔵) 等
- ② 「タンクの設置方法」欄は、該当するタンクの設置方法を○で囲む。
- ③ 「タンクの種類」欄は、該当する貯蔵タンクの種類を○で囲む。
- ④ 「タンクの構造、設備」欄は、次により記入する。(長さを記入する際の単位はmm)
- a 「形状」は、タンクの形状について記入する。
- (例) 縦置円筒型／横置円筒型／角型 等
- b 「常圧・加圧(kPa)」は、当該タンクの貯蔵方法を○で囲み、加圧の場合はその圧力を記入する。ただし、正圧又は負圧で5kPaを超えないものについては加圧には該当しない。
- c 「寸法」は、次の例により記入する。
- (例) 【横置円筒型】内径、全長、胴長、鏡出
- d 「容量」は、危政令第5条の規定により算定されたタンクの容積を記入する。
なお、中仕切りタンクである場合は、かっこ書きで各室の容量を記入する。
- (例) 30,000 L (20,000 : 10,000) 等
- e 「材質、板厚」は、タンクのそれぞれの部分の材質及び板厚を記入する。
- (例) 【横置円筒型】胴板 SS400 6.0mm、鏡板 SS400 6.0mm、仕切板 SS400 9.0mm 等
- f 「外面の保護」は、危規則第23条の2に規定する地下貯蔵タンクの外面の保護の概要を記入する。
なお、電気防食若しくは内面ライニング又は危険物保安技術協会の試験確認等を受けている場合は、かっこ書きでその旨を記入する。
- (例) ・危告示第4条の48第1項第4号に示す、強化プラスチックによる被覆厚さ2mm以上
・プライマー塗布の上、エポキシ樹脂＋ヘッシャンクロス2mm以上(内面ライニング)
・タンク外面さびどめ塗装、アスファルト＋アスファルトルーフィング1cm以上(電気防食(外部電源方式))
・SFタンクの被覆(KHK試験確認)／FFタンクの被覆(KHK試験確認) 等
- g 「危険物の漏れ検知設備又は漏れ防止構造の概要」は、危政令第13条第1項第13号若しくは第13条第2項第1号イ又はロに規定する危険物の漏れを検知する設備又は第13条第3項に規定する、危険物の漏れを防止することができる構造について該当するものの概要を記入する。
なお、全国危険物安全協会の性能評価を受けた常時監視装置である場合又は危険物保安技術協会の試験確認等を受けている漏洩検知装置である場合は、かっこ書きでその旨を記入する。
- (例) ・漏洩検知管を4箇所を設置
・磁歪式液面センサーによる高精度液面計により、常時監視を行う(全危協評第〇〇号)
・危規則第24条の2の2第4項に示す、漏れ検知設備専用のオイルリークモニターを設ける。
・タンク本体に設けられたフロート式漏えい検知装置にて、タンク本体の検知層にて漏油を検知する。(KHK試験確認)
・工場製作した鉄筋コンクリート製の枠体内にタンクを設置し、枠体の内側に漏れ防止用コンクリートを打設する。漏洩検知管はその枠体の外側に4本を設置する。 等
- h 「通気管」は、設置された通気管の種別(無弁又は大気弁付)、内径、設置数を記入する。
なお、大気弁付通気管である場合は作動圧を記入する。
- i 「安全装置」は、当該タンクが圧力タンクである場合に、安全装置の種類、設置数、作動圧を

記入する。該当しない場合は斜線で抹消する。

- j 「可燃性蒸気回収装置」は、当該地下タンク貯蔵所に可燃性蒸気回収装置がある場合は有を○で囲み、かつこ内にその設備の概要を記入する。

例 ベーパーリカバリー／可燃性蒸気液化回収装置 等

- k 「液量表示装置」は、タンクに設置した液面計の形式又は種類を記入する。

なお、全国危険物安全協会の性能評価を受けた常時監視装置である場合は、かつ書きでその旨を記入する。

例 フロート式液面計／磁歪式デジタル液面計／磁歪式高精度液面計による常時監視(全危協評第○○号) 等

- l 「引火防止装置」は、設置された通気管に引火防止装置がある場合は有を○で囲む。

- ⑤ 「タンク室又はタンク室以外の基礎、固定方法の概要」欄は、それぞれの場合の概要を記入する。

例 【タンク室】

- ・頂版、底版、側壁、厚さ300mmの鉄筋コンクリート造。タンク室床はコンクリート製枕を2カ所設け、鋼製バンド2本をφ16×4本のアンカーにて固定する

【タンク室以外】

- ・基礎は鉄筋コンクリート造とし、土間コンクリート厚300mm、固定方法は6mm×65mm中の鋼製タンクバンド2本、16mmアンカーボルト4本で固定する
- ・プレキャスト枠体に一体形成された基礎台に固定 等

- ⑥ 「注入口の位置」欄は、当該タンクに移動タンク貯蔵所等から危険物を受け入れる注入口がある場合に、当該受入口の設置場所（遠方注入口又は直上注入口の別）及び設置場所が防油堤の内側か外側かを記入する。

なお、製造所から配管により危険物を受け入れる場合はその旨を明記する。

例 屋外遠方注入口／屋外直上注入口／なし（○○棟（製造所）から配管で受入れ） 等

- ⑦ 「注入口付近の接地電極」欄は、注入口付近にローリーアース等がある場合は有を○で囲む。

- ⑧ 「ポンプ設備の概要」欄は、当該タンクの受払いを行っているポンプの設置位置、種類、最大吐出量、電動機の出力及び防爆構造、設置数等の概要を記入する。

例 ・屋外、歯車ポンプ、25 L/min、0.4 kw（耐圧防爆構造）×1基

- ・ポンプ室（専用建築物）、渦流ポンプ、40 L/min、0.75 kw（安全増防爆構造）×2基

- ・別途一般取扱所（屋上）のポンプ設備にて移送 等

- ⑨ 「配管」欄は、危険物を取り扱う配管の材質又はJIS記号、外面の腐食を防止するための措置等を記入する。

また、地下埋設配管の場合は塗覆装、コーティング、電気防食等について記入する。

例 【地上部分】SGP（さび止め塗装）／圧力配管用炭素鋼鋼管（さび止め塗装）／JIS G 3452（白管）／SUS 等

【埋設部分】ポリエチレン被覆鋼管（溶接部ペトロラタム含浸テープ被覆）／PLP管（電気防食） 等

- ⑩ 「電気設備」欄は、危政令第9条第1項第17号に規定する電気工作物に係る法令に基づく電気設備の防爆構造の種類及び個数等を記入する。ただし、添付書類等により詳細が明らかになっている場合は、総合的に「電気設備技術基準により設置」と記入することができる。

- ⑪ 「消火設備」欄は、危政令別表第5の消火設備の区分のうち、当該地下タンク貯蔵所に設置したものと及びその設置数を記入する。

例 第5種消火設備（ABC粉末10型）×2個 等

- ⑫ 「工事請負者住所氏名」欄は、設置者等から工事を請け負った法人の名称、主たる事業所の所在地及び工事の責任者又は担当者の氏名、電話番号を記入する。

様式第4のホ（第4条、第5条関係）

地下タンク貯蔵所構造設備明細書

事業の概要		①			
タンクの設置方法		② タンク室 ・ 直埋設 ・ 漏れ防止			
タンクの種類		③ 鋼製タンク・強化プラスチック製二重殻タンク・鋼製二重殻タンク 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク			
④ タンクの構造、設備	形状			常圧・加圧(kPa)	
	寸法			容量	
	材質、板厚				
	外面の保護				
	危険物の漏れ検知設備又は漏れ防止構造の概要				
	通気管	種別	数	内径又は作動圧	
				mm kPa	
	安全装置	種別	数	作動圧	
				kPa	
	可燃性蒸気回収設備	有()・無			
液量表示装置		引火防止装置	有・無		
タンク室又はタンク室以外の基礎、固定方法の概要	⑤				
注入口の位置	⑥	注入口付近の接地電極	⑦ 有・無		
ポンプ設備の概要	⑧				
配管	⑨				
電気設備	⑩				
消火設備	⑪				
工事請負者住所氏名	⑫ 電話				

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 「直埋設」とは、二重殻タンクをタンク室以外の場所に設置する方法（地下貯蔵タンクを危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面に設置する方法を除く。）をいう。

3 「鋼製強化プラスチック製二重殻タンク」とは、令第13条第2項第2号イに掲げる材料で造った地下貯蔵タンクに同項第1号ロに掲げる措置を講じたものをいう。

6 簡易タンク貯蔵所構造設備明細書【様式第4のへ】

- ① 「事業の概要」欄は、当該簡易タンク貯蔵所を設置している事業所等の主たる事業概要を記入し、かっこ書きで貯蔵目的を記入する。

例 農業（農機具の燃料の保管及び給油） 等

- ② 「専用室の構造」欄は、簡易タンク貯蔵所が専用室内に設置される場合は、規制される部分の構造等を記入し、該当しない場合は斜線で抹消する。

なお、構造については構造方法又は建築材料等を簡潔に記入するとともに、必要に応じて建基法上の耐火構造、防火構造、不燃材料等についてかっこ書きで記入する。

また、耐火構造又は防火構造等として国土交通大臣が指定した認定工法による場合は認定番号を記入する。

例 R C造（耐火構造）／C B造（耐火構造）／A L C t100（耐火構造）／吹付けロックウール被覆外壁（耐火構造：FP060NE-9305）／鉄骨造不燃ボード張（防火構造：PC030NE-9105）／鉄骨造（不燃材料）／スレート造（不燃材料） 等

- a 「延焼のおそれのある外壁」は、危政令第12条第1項第12号の規定に該当する外壁がある場合に、構造を記入する。該当しない場合は斜線で抹消する。

b 「その他の壁」は、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造について記入する。

c 「床」「屋根」は、それぞれの構造について記入する。

d 「出入口」は、外壁に面する部分の出入口について、材質及びガラスの種類を記入し、かっこ書きで建基法に規定する耐火性能及び自閉式について記入する。

なお、しきいの高さは、当該簡易タンク貯蔵所に設置したしきい又は防油堤の高さを記入する。

例 ・鉄製、網入りガラス（防火設備）（しきい高さ30cm）
・鉄製（特定防火設備・自閉式）（しきい高さ 防油堤高さ20cm） 等

- e 「その他」は、当該簡易タンク貯蔵所の部分の面積を記入する。

また、当該簡易タンク貯蔵所の外壁に面する部分に窓がある場合に材質及びガラスの種類を記入し、かっこ書きで建基法に規定する耐火性能を記入する。

例 専用室面積30.18㎡（窓有、アルミ製、網入りガラス（防火設備）×1箇所）

- ③ 「タンクの構造、設備」欄は、次により記入する。（長さを記入する際の単位はmm）

a 「形状」は、タンクの形状について記入する。

例 縦置円筒型／横置円筒型／角型 等

b 「寸法」は、次の例により記入する。

例 【縦置円筒型】内径、高さ（側板の底部からトップアングルまでの高さ）

【横置円筒型】内径、全長、胴長、鏡出

【角型】縦（奥行）、横（幅）、高さ

c 「容量」は、危政令第5条の規定により算定されたタンクの容積を記入する。

d 「材質、板厚」は、タンクのそれぞれの部分の材質及び板厚を記入する。

例 【縦置円筒型】底板SS400 9.0mm、側板SS400 6.0mm、屋根板 SS400 4.5mm 等

【横置円筒型】胴板 SUS304 6.0mm、鏡板SUS304 6.0mm 等

【角型】底板SS400 9.0mm、側板SS400 6.0mm、上蓋SS400 6.0mm 等

e 「通気管」は、設置された通気管の種別（無弁又は大気弁付）、内径、設置数を記入する。

なお、大気弁付通気管である場合は作動圧を記入する。

f 「給油、注油設備」は、当該簡易貯蔵タンクに設置する給油又は注油設備の能力及び概要を記入する。

例 給油設備：吐出量 40 L/min ホース長さ 3 m×1基 等

- ④ 「タンクの固定方法」欄は、危政令第14条第4号に規定するタンクの固定方法を記入する。
例 車止めにて固定／鎖により固定／鋼製架台により固定 等
- ⑤ 「採光、照明設備」欄は、当該簡易タンク貯蔵所に設置した採光及び照明設備について、種類、概要及び設置数を記入する。
例 【採光窓】アルミ製、網入りガラス（防火設備）×1／スチール製、はめ殺し網入りガラス（特定防火設備）×2 等
【照明設備】蛍光灯器具×3／白熱灯器具（耐圧防爆）×2／安全増防爆LED器具×1 等
- ⑥ 「換気、排気の設備」欄は、当該簡易タンク貯蔵所における換気設備及び可燃性蒸気排出設備について、種別及び個数を記入する。
例 【換気設備】自然換気口2箇所／強制換気設備1基（ベンチレーター） 等
【可燃性蒸気排出設備】自動強制排出設備1基（換気設備兼用） 等
- ⑦ 「消火設備」欄は、危政令別表第5の消火設備の区分のうち、当該簡易タンク貯蔵所に設置したもの及びその設置数を記入する。
例 第5種消火設備（ABC粉末10型）×2個 等
- ⑧ 「工事請負者住所氏名」欄は、設置者等から工事を請け負った法人の名称、主たる事業所の所在地及び工事の責任者又は担当者の氏名、電話番号を記入する。

様式第4のへ（第4条、第5条関係）

簡易タンク貯蔵所構造設備明細書

事業の概要		①		
② 専用室の構造	壁	延焼のおそれのある外壁	床	
		その他の壁	屋根	
	出入口	(しきい高さ cm)	その他	
③ タンクの構造、設備	形状		寸法	
	容量		材質、板厚	
	通気管		給油、注油設備	
タンクの固定方法		④		
採光、照明設備		⑤		
換気、排気の設備		⑥		
消火設備		⑦		
工事請負者住所氏名		⑧ 電話		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

7 移動タンク貯蔵所構造設備明細書【様式第4のト】〔H9.3.26消防危33〕

- ① 「車名及び型式」欄は、タンクを固定又は積載する車両のシャーシメーカーの名称及び車検証に記載された型式を記入する。
- また、単一車もしくは被けん引車及び積載式もしくは積載式以外の別を記載すること。
- 例 ○○自動車 XYZ-1234A 単一車（積載式以外） 等
- ② 「製造事業所名」欄は、車両にタンク等の艀装を行い、移動タンク貯蔵所を製造した事業所名を記入する。
- ③ 「危険物」欄は、当該移動タンク貯蔵所に貯蔵が予定されるすべての危険物について、次により記入する。
- a 「類別」及び「品名」は、それぞれ貯蔵するすべての危険物の類別及び品名を記入する。ただし、類別・品名が多数となり、当該欄に記載しきれない場合は、別紙のとおりと記入し別紙一覧表を添付する。
- b 「化学名」は、貯蔵する危険物の化学名を記入する。ただし、ガソリン等の石油製品など通常化学名が用いられない物品にあつては、通常用いられている名称を記入する。
- 例 ガソリン、軽油、灯油を移送する場合
 【類別】第4類 【品名】第1石油類、第2石油類 【化学名】ガソリン、軽油、灯油
 【比重】0.75、0.85、0.80
- ④ 「タンク諸元」欄は、次により記入する。
- a 「断面形状」は、移動貯蔵タンクの移動方向に直角の断面の形状について、だ円形、円形、角形、特殊形状等と記入する。
- b 「内側寸法」は、円形のタンクの場合、その直径を幅及び高さとして記入する。
 また、だ円形及び特殊形状のタンクの場合は、その長径を幅、短径を高さとし記入する。
- c 「最大容量」は、タンクの内面積から空間容積を差し引いた容積を記入する。（単位はL）
- d 「タンク室の容量」は、車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付して各タンク室の容量を記入する。ただし、間仕切のないタンクである場合は、最大容量と同じ値を記入する。
- 例 第1、2、3室 2,000L 第4室 3,000L 等
- e 「材料」の「材質記号」は、タンクの材質をJIS規格番号又は材質記号を記入する。
 また、「引張り強さ」は、当該材質の公称の値を記入する。
- 例 【材質記号】SS400 【引張り強さ】400 N/mm² 等
- f 「板厚」は、それぞれの規格値又は呼び板厚を記入する。
- ⑤ 「防波板」欄は、次により記入する。
- a 「材料」の「材質記号」は、防波板の材質をJIS規格番号又は材質記号を記入する。
 また、「引張り強さ」は、当該材質の公称の値を記入する。
- 例 【材質記号】SUS304 【引張り強さ】520 N/mm² 等
- b 「板厚」は、それぞれの規格値又は呼び板厚を記入する。
- c 「面積比」は、車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付して、タンク室の移動方向の最大断面積に対する防波板の面積の占める割合を記入する。
 なお、面積比の数値は、小数点第2位を四捨五入した値とする。
- 例 第1、2、3室 55.3% 第4室 52.6% 等
- ⑥ 「タンクの最大常用圧力」欄は、タンクの最大常用圧力が、20kPa（0.2kgf/cm²）以下のタンクである場合は、20kPa以下と記入する。
 また、20kPaを超えるタンクである場合は、最大常用圧力の数値を記入する。
- ⑦ 「安全装置」欄は、それぞれ該当する箇所について、車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付して次により記入する。ただし、設置する安全装置の性能が同じである場合はまとめて記入

- する。
- a 「作動圧力」は、安全装置の作動圧力を $○○ < P \leq ○○$ kPaの範囲として記入する。
- b 「有効吹き出し面積」は、有効吹き出し面積を記載すること。
- 例 【作動圧力】 $20 < P \leq 24$ kPa 【有効吹き出し面積】全室 25.5cm^2
- ⑧ 「側面枠」欄は、次により記入する。
- a 「材料」の「材質記号」は、側面枠の材質をJIS規格番号又は材質記号を記入する。
また、「引張り強さ」は、当該材質の公称の値を記入する。
- b 「板厚」は、それぞれの規格値又は呼び板厚を記入する。
- c 「取付角度」は、貯蔵最大数量の危険物を貯蔵した状態における当該移動タンク貯蔵所の重心点と当該側面枠の最外側とを結ぶ直線と当該重心点から最外測線に下ろした垂線とのなす角度を記入する。
- d 「接地角度」は、最外側線と地盤面とのなす角度を記載する。
- e 「当て板」の「材質記号」は、タンクの材質をJIS規格番号又は材質記号を記入する。
また、「引張り強さ」は、当該材質の公称の値を記入する。
- f 「当て板」の「板厚」は、それぞれの規格値又は呼び板厚を記入する。
- ⑨ 「防護枠」欄は、次により記入する。
- a 「材料」の「材質記号」は、防護枠の材質をJIS規格番号又は材質記号を記入する。
また、「引張り強さ」は、当該材質の公称の値を記入する。
- b 「板厚」は、それぞれの規格値又は呼び板厚を記入する。
- ⑩ 「閉鎖装置」欄は、底弁の手動閉鎖装置及び自動閉鎖装置の有無について記入する。
- ⑪ 「吐出口の位置」欄は、該当する取付位置を○で囲む。
- ⑫ 「レバーの位置」欄は、緊急レバーについて該当する取付位置を○で囲む。
- ⑬ 「底弁損傷防止方法」欄は、配管による方法又は緩衝継手による方法等底弁の損傷を防止する方法を、その方法に応じて次の例により記入する。
なお、緩衝継手については、ビクトリックジョイント等の継手名称とすることもできる。
- 例 配管の屈曲／フレキシブルチューブ／可撓結合金具／配管及び緩衝継手 等
- ⑭ 「接地導線」欄は、接地導線の有無について記入し、有の場合はその長さを記入する。
- ⑮ 「緊結装置」欄は、積載式移動タンク貯蔵所である場合に、次により記入する。
なお、積載式移動タンク貯蔵所以外である場合は斜線で抹消する。
- a 「緊締金具（すみ金具）」は、緊締金具（すみ金具）の有無について記入する。
- b 「Uボルト」の「材質記号」は、Uボルトの材質をJIS規格番号又は材質記号を記入する。
また、「引張り強さ」は、当該材質の公称の値を記入する。
- c 「Uボルト」の「直径、本数」は、直径はネジ山の谷径を、本数はUボルトの個数を記入する。
- ⑯ 「箱枠」欄は、タンクコンテナ等の箱枠を有するタンクの場合に、該当する項目を記入する。
なお、箱枠を有しないタンクである場合は斜線で抹消する。
- ⑰ 「消火器」欄は、当該移動タンク貯蔵所に設置した消火器について、次により記入する。
- a 「薬剤の種類」は、粉末、二酸化炭素等の消火薬剤の種類を記入する。
- b 「薬剤量」は、一の消火器の薬剤の量を薬剤の種類ごとに記入する。この場合、同種類の薬剤で一の消火器の薬剤量が異なるときは、それぞれ別の欄にその量を記入する。
- c 「個数」は、「薬剤の種類」及び「薬剤量」の記載内容に応じた消火器の個数を記入する。
- ⑱ 「可燃性蒸気回収設備」欄は、可燃性蒸気回収設備の有無を○で囲む。
- ⑲ 「給油設備」欄は、給油設備の有無を○で囲み、有の場合はかつこの内の該当しない項目を二重線で抹消する。
- ⑳ 「備考」欄は、保温若しくは保冷装置を設ける等又は不燃性ガス封入等の設備を有する特殊な構

造の移動タンク貯蔵所である場合は、その旨及び最大積載重量を記入する。

8 積載式移動タンク貯蔵所（移動貯蔵タンクが国際海事機関が採択した危険物の運輸に関する規程に定める基準に適合するもの）構造設備明細書 【様式第4のトの2】

- ① 「車名及び型式」欄は、タンクを固定又は積載する車両のシャーシメーカーの名称及び車検証に記載された型式を記入する。
- また、単一車もしくは被けん引車及び積載式もしくは積載式以外の別を記載すること。
- 例 ○○自動車 XYZ-1234A 単一車（積載式以外） 等
- ② 「製造事業所名」欄は、車両にタンク等の艀装を行い、移動タンク貯蔵所を製造した事業所名を記入する。
- ③ 「危険物」欄は、当該移動タンク貯蔵所に貯蔵が予定されるすべての危険物について、次により記入する。
- a 「類別」及び「品名」は、それぞれ貯蔵するすべての危険物の類別及び品名を記入する。ただし、類別・品名が多数となり、当該欄に記載しきれない場合は、別紙のとおりと記入し別紙一覧表を添付する。
- b 「化学名」は、貯蔵する危険物の化学名を記入する。ただし、ガソリン等の石油製品など通常化学名が用いられない物品にあつては、通常用いられている名称を記入する。
- 例 ガソリン、軽油、灯油を移送する場合
【類別】第4類 【品名】第1石油類、第2石油類 【化学名】ガソリン、軽油、灯油
【比重】0.75、0.85、0.80
- ④ 「移動貯蔵タンクが国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合していることを承認した国名（機関名）及び承認番号」欄は、タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書等の写し等に明示されている承認国名、機関名及び承認番号を記載する。
- ⑤ 「緊結装置」欄は、次により記入する。
- a 「緊締金具」は、緊締金具（すみ金具）の有無について記入する。
- b 「Uボルト」の「材質記号」は、Uボルトの材質をJIS規格番号又は材質記号を記入する。
- また、「引張り強さ」は、当該材質の公称の値を記入する。
- c 「Uボルト」の「直径、本数」は、直径はネジ山の谷径を、本数はUボルトの個数を記入する。
- ⑥ 「消火器」欄は、当該移動タンク貯蔵所に設置した消火器について次により記入する。
- a 「薬剤の種類」は、粉末、二酸化炭素等の消火薬剤の種類を記入する。
- b 「薬剤量」は、一の消火器の薬剤の量を薬剤の種類ごとに記入する。この場合、同種類の薬剤で一の消火器の薬剤量が異なるときは、それぞれ別の欄にその量を記入する。
- c 「個数」は、「薬剤の種類」及び「薬剤量」の記載内容に応じた消火器の個数を記入する。
- ⑦ 「備考」欄は、保温若しくは保冷装置を設ける等又は不燃性ガス封入等の設備を有する特殊な構造の移動タンク貯蔵所である場合は、その旨及び最大積載重量等を記入する。

様式第4号のトの2 (第4条, 第5条関係)

積載式移動タンク貯蔵所 (移動貯蔵タンクが国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合するもの) 構造設備明細書

車名及び型式		①	
製造事業所名		②	
③ 危険物	類別		
	品名		
	化学名		
	比重		
④	移動貯蔵タンクが国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合していることを承認した国名 (機関名) 及び承認番号		国名 (機関名) 承認番号
	緊締金具	有 ・ 無	
⑤ 結装置	Uボルト	材質記号	
		引張り強さ	N/mm ²
		直径、本数	mm ・ 本
⑥ 消火器	薬剤の種類		
	薬剤量	kg	kg
	個数	個	個
備考	⑦		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

9 屋外貯蔵所構造設備明細書 【様式第4のチ】

- ① 「事業の概要」欄は、当該屋外貯蔵所を設置している事業所等の主たる事業概要を記入し、かつこ書きで貯蔵目的を記入する。
- 例 塗料の製造（原料及び製品の保管）／自動車整備業（エンジンオイルの保管）／大学（研究用薬品の保管）／産業廃棄物処理業（焼却炉（一般取扱所）にて消費する燃料の貯蔵） 等
- ② 「区画内面積」欄は、屋外貯蔵所の面積（さく等による区画内の面積）を記入する。
- また、かつこ書きで幅及び長さを記入する。
- 例 30㎡（5 m×6 m） 等
- ③ 「さく等の構造」欄は、さく等の材質及び構造の概要を記入する。
- 例 ・高さ1 mのステンレス製のポール（1 m間隔、10箇所）及びチェーンで区画する
・周囲に高さ1 mの鉄製ネットフェンスを設ける 等
- ④ 「地盤面の状況」欄は、地盤面の施工方法及び周囲に設ける設備等について記入する。
- 例 ・周囲の地盤面より10cm高い鉄筋コンクリート製舗装に勾配を設け、四方の小排水溝により油分離槽に流す構造 等
- ⑤ 「架台の構造」欄は、当該屋外貯蔵所に設置した架台の材質及び設置数を記入し、かつこ書きで寸法（縦（奥行）、横（幅）、高さ）及び段数を記入する。
- なお、架台が可動式ラック、自動式ラック等である場合はその概要について記入する。
- 例 鉄骨製（幅2,300mm、奥行1,000mm、高さ1,800mm、4段）×2台 等
- ⑥ 「消火設備」欄は、危政令別表第5の消火設備の区分のうち、当該屋外貯蔵所に設置したもの及びその設置数を記入する。
- 例 第4種消火設備（粉末大型消火器50型）×1個／第5種消火設備（ABC粉末10型）×3個 等
- ⑦ 「工事請負者住所氏名」欄は、設置者等から工事を請け負った法人の名称、主たる事業所の所在地及び工事の責任者又は担当者の氏名、電話番号を記入する。

様式第4のチ（第4条、第5条関係）

屋外貯蔵所構造設備明細書

事業の概要	①
区画内面積	②
さく等の構造	③
地盤面の状況	④
架台の構造	⑤
消火設備	⑥
工事請負者 住所氏名	⑦
	電話

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

10 給油取扱所構造設備明細書 【様式第4のり】

- ① 「事業の概要」欄は、当該取扱所を設置している事業所等の主たる事業概要を記入する。
 (例) 自動車燃料油の給油販売及び灯油の小分け販売、これらに伴うサービス業務を行う 等
- ② 「敷地面積」欄は、給油取扱所として規制される部分の敷地面積を記入する。
 なお、防火塀がある場合は塀の裏側までの部分が給油取扱所の範囲であること。
- ③ 「給油空地」欄は、自動車等が安全かつ円滑に給油を受け、通行できる幅で道路に面している部分として危政令第17条第1項第2号で設定された範囲であり、次により記入する。
 なお、当該範囲には間口10m以上、奥行6m以上の矩形を含むこと。(自家用給油取扱所を除く。)
- a 間口は、給油空地の一辺のうち、主たる道路に面する側で自動車等が出入りできる部分の長さを記入する。ただし、自動車等が出入りできる部分が複数に分かれている場合は、出入りできる部分の両端から連続した範囲の長さを記入する。
- b 奥行は、給油空地の間口に対して最長となる部分の奥行の長さを記入する。
- ④ 「注油空地」欄は、注油空地の有無を○で囲み、有の場合はかっこ内の該当する項目を○で囲み、該当しない項目を二重線で抹消する。
- ⑤ 「空地の舗装」欄は、給油空地及び注油空地について該当する項目を○で囲み、該当しない項目を二重線で抹消する。
 なお、その他である場合はかっこ内に材質及び仕様を記入する。
- ⑥ 「建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造」欄は、給油取扱所として規制される部分の建築物の構造等を記入し、該当しない項目は斜線で抹消する。
 なお、構造については構造方法又は建築材料等を簡潔に記入するとともに、必要に応じて建基法上の耐火構造、防火構造、不燃材料等についてかっこ書きで記入する。
 また、耐火構造又は防火構造等として国土交通大臣が指定した認定工法による場合は認定番号を記入する。
 (例) RC造(耐火構造) / CB造(耐火構造) / ALCT100(耐火構造) / 吹付けロックウール被覆外壁(耐火構造:FP060NE-9305) / 鉄骨造不燃ボード張(防火構造:PC030NE-9105) / 鉄骨造(不燃材料) / スレート造(不燃材料) 等
- 【屋外給油取扱所及び給油取扱所以外の用途を有しない屋内給油取扱所の場合】
- a 「階数」は、建基令第2条第8号に規定する階数を記入する。
- b 「建築面積」は、建基令第2条第2号に規定する建築面積(当該給油取扱所の建築確認における建築面積)を記入する。
- c 「水平投影面積」は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積(キャノピー、ひさし等を含む)を記入する。
- d 「壁」「柱」「床」「はり」「屋根」は、それぞれの構造について記入する。
- e 「窓」は、外壁に面する部分に窓がある場合に材質及びガラスの種類を記入し、かっこ書きで建基法に規定する耐火性能を記入する。
 (例) アルミ製、網入りガラス(防火設備) / スチール製、はめ殺し網入りガラス(特定防火設備) 等
- f 「出入口」は、外壁に面する部分の出入口について、材質及びガラスの種類を記入し、かっこ書きで建基法に規定する耐火性能及び自閉式について記入する。
 (例) 鉄製自動ドア、網入り(特定防火設備・自閉式) / スチールシャッター 等
- 【建築物の一部に給油取扱所を設ける場合】
- a 「階数」は、当該給油取扱所が設置されている階数を記入する。
- b 「建築面積」は、記入せず斜線で抹消する。ただし、当該給油取扱所が複数の階に設置されて

いる場合は、それぞれの階における給油取扱所の部分の面積について記入する。

- c 「水平投影面積」は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積（キャノピー、ひさし等を含む）を記入する。
- d 「壁」「柱」「床」「はり」は、当該給油取扱所の部分についてそれぞれの構造を記入する。
- e 「屋根」は、当該給油取扱所の屋根の構造を記入する。ただし、上階がある場合は上階の床の構造を記入する。
- f 「窓」は、当該給油取扱所の部分の外壁に面する部分の窓について、材質及びガラスの種類を記入し、かつ書きで建基法に規定する耐火性能を記入する。
- g 「出入口」は、当該給油取扱所の部分の外壁に面する部分の出入口について、材質及びガラスの種類を記入し、かつ書きで建基法に規定する耐火性能及び自閉式について記入する。

- ⑦ 「建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造」欄は、【屋外給油取扱所及び給油取扱所以外の用途を有しない屋内給油取扱所の場合】については記入せず斜線で抹消する。

【建築物の一部に給油取扱所を設ける場合】

- a 「階数」は、建築物全体の建基令第2条第8号に規定する階数を記入する。
- b 「延べ面積」は、建築物全体の建基令第2条第4号に規定する延べ面積を記入する。
- c 「建築面積」は、建築物全体の建基令第2条第2号に規定する建築面積を記入する。
- d 「壁」「柱」「床」「はり」は、建築物全体の建基法第2条第5号に規定する主要構造部の構造の構造を記入する。

- ⑧ 「上階の有無（給油取扱所以外）」欄は、当該給油取扱所の上階に給油取扱所以外の用途がある場合は有を○で囲み、消防法施行令別表第1における用途を記入する。この場合、危規則第25条の10に規定する、延焼防止上有効な屋根又はひさしの有無について記入し、有の場合は当該屋根又はひさしの上階の外壁からの水平距離を記入する。

例 ○有有（用途 5項口（共同住宅）、3階～4階）

（有の場合、屋根又はひさしの有無 ○有有（ 2.0m ）・無） 等

- ⑨ 「建築物の用途別面積」欄は、危規則第25条の4第1項各号又は第27条の3第3項各号における、給油取扱所の用に供する部分の建築物の用途別面積（床又は壁で区画された部分に限る）について、次により記入する。

なお、廊下、洗面所、倉庫、会議室、更衣室、休憩室等についてはそれぞれの用途に機能的に従属する部分として当該用途の床面積に算入する。

【床又は壁で区画された部分の1階の床面積】

- a 「第1号」は、給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場の床面積を記入する。

例 ポンプ室／油庫／コンプレッサー室（自動車等の点検・整備で用いるものである場合は第3号） 等

- b 「第2号」は、給油取扱所に出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場の床面積を記入する。

- c 「第3号」は、自動車等の点検・整備を行う作業場の床面積を記入する。

例 整備室／ピットルーム／リフト室／自動車等の点検・整備と洗浄作業が兼用された室 等

- d 「第4号」は、自動車等の洗浄を行う作業場の床面積を記入する。

例 洗車室 等

- e 「第5号」は、給油取扱所の所有者、管理者、若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所の床面積を記入する。

例 所有者等の住居／本社機能の事務所 等

- f 「第6号」は、消防法施行令別表第1（1）項、（3）項、（4）項、（8）項、（11）項から（13）項イまで、（14）項及び（15）項に掲げる防火対象物の用途の床面積を記入する。

例 販売室／ファストフード店／コンビニエンスストア／コインランドリー 等

- g 「計」は、前記aからfの床面積の合計を記入する。
- 【係員のみが出入りするものを除く、床又は壁で区画された部分の床面積（2階以上を含む）】
- h bの部分のうち、係員のみが出入りする部分を除いた面積を記入する。
- i cの部分のうち、係員のみが出入りする部分を除いた面積を記入する。
- なお、顧客に対して自動車等の点検・整備の作業内容等を説明するために、係員同伴で一時的に顧客の出入をさせるものについては当該顧客を係員として扱う。
- j fの部分のうち、係員のみが出入りする部分を除いた面積を記入する。
- k 前記hからjの床面積の合計を記入する。
- ⑩ 「周囲の塀又は壁」欄は、防火塀又は防火塀代替の壁の構造等について、次により記入する。
- a 「構造等」は、防火塀等の構造方法又は建築材料等を簡潔に記入する。
- 例 コンクリートブロック造/R C造/S造不燃ボード張(PC030NE-9105) 等
- b 「高さ」は、防火塀等の高さについて記入する。(例) 2.0m以上 等
- c 「はめごろし戸の有無」は、防火塀等についてF I X窓の有無を記入し、有の場合はその仕様等について記入する。
- ⑪ 「固定給油設備等」欄は、設置される固定給油設備又は固定注油設備について、次により記入する。
- a 「型式」は、固定給油設備等の製造会社における型式名を記入し、かっこ書きで当該設備のホース長を記入する。
- 例 A A A 1 2 3 4 5 6 (ホース長3m) 等
- b 「数」は、型式ごとの設置数について記入する。
- c 「道路境界線からの間隔」及び「敷地境界線からの間隔」は、危政令第17条第1項第12号及び第13号に規定する間隔について、固定給油設備等の中心点(懸垂式であってホース部分がスライドするものを除く)から最も近い距離となる数値を記入する。
- ⑫ 「固定給油設備以外の給油設備」欄は、固定給油設備以外の給油設備がある場合は、該当する項目を○で囲み、該当しない項目を二重線で抹消する。
- なお、該当する設備がない場合は当該欄を斜線で抹消する。
- ⑬ 「附随設備の概要」欄は、危規則第25条の5で規定する附随設備及び災害時用緊急設備若しくは電気設備等の当該給油取扱所の設備について、種類及び設置数等を記入する。
- 例 洗車機(門型・門型以外)×○台/オートリフト/クリーナー/マット洗い機/尿素水溶液供給機/タイヤチェンジャー/ホイール balanser/P O S 設備/D C D/急速充電設備/災害対応発電機/災害対応可搬ポンプ 等
- ⑭ 「電気設備」欄は、危政令第9条第1項第17号に規定する、電気工作物に係る法令に基づく電気設備の防爆構造の種類及び個数等を記入する。ただし、添付書類等により詳細が明らかになっている場合は、総合的に「電気設備技術基準により設置」と記入することができる。
- ⑮ 「消火設備」欄は、危政令別表第5の消火設備の区分のうち、当該給油取扱所に設置したもの及びその設置数を記入する。
- 例 第3種消火設備(パッケージ型固定泡消火設備)/第4種消火設備(粉末大型消火器50型)×1個/第5種消火設備(A B C 粉末10型)×3個 等
- ⑯ 「警報設備」欄は、危規則第37条に規定する区分のうち、当該給油取扱所に設置したものを記入し、かっこ書きで義務又は任意の別を記入する。
- 例 自動火災報知設備(任意)/電話(義務) 等
- ⑰ 「避難設備」欄は、当該給油取扱所に設置した避難設備(誘導灯)の種類及び設置数を記入し、かっこ書きで義務又は任意の別を記入するとともに、義務である場合は根拠となる規定を記入する。
- 例 避難口誘導灯×1箇所(義務・危規則第38条の2第2項第1号) 等

- ⑱ 「事務所等その他火気使用設備」欄は、事務所、販売室、その他の部分において使用する火気使用設備（ボイラー設備等を含む）の種類、設置数、使用場所等を記入する。
- 例 ・ 休憩室にガス湯沸かし器1台を設置
・ 冬期間のみ事務所において石油ストーブ1台を使用 等
- ⑲ 「滞留防止措置」欄は、地盤面を高くし傾斜を設ける措置又はその他について該当する項目を○で囲み、該当しない項目を二重線で抹消する。
- なお、その他である場合はかっこ内に仕様を記入する。
- ⑳ 「流出防止措置」欄は、廃水溝及び油分離装置を設ける措置又はその他について該当する項目を○で囲み、該当しない項目を二重線で抹消する。
- なお、その他である場合はかっこ内に仕様を記入する。
- ㉑ 「タンク設備」欄は、次により記入する。
- a 「専用タンク」、「廃油タンク等」は、それぞれ該当する欄にタンクの種類、容量、設置数を記入する。
- なお、中仕切りタンクである場合はかっこ書きで各室の容量を記入する。
- 例 ・ S F 二重殻タンク、20KL×1基
・ S F 二重殻タンク、48KL (20:12:16) ×1基 等
- b 「可燃性蒸気回収設備」は、当該給油取扱所の通気管に1箇所でも設置される場合は有を○で囲む。
- c 「簡易タンク」は、設置される場合はタンクの容量、設置数、油種を記入し、かっこ書きで当該簡易タンクの製造会社における型式名を記入する。
- なお、簡易タンクが設置されない場合は当該欄を斜線で抹消する。
- ㉒ 「工事請負者住所氏名」欄は、設置者等から工事を請け負った法人の名称、主たる事業所の所在地及び工事の責任者又は担当者の氏名、電話番号を記入する。

様式第4のり（第4条、第5条関係）

(表)

給油取扱所構造設備明細書

事業の概要	①						
敷地面積	② m ²						
③ 給油空地	間口		m		奥行		m
④ 注油空地	有（容器詰替・移動貯蔵タンクに注入） ・ 無						
⑤ 空地の舗装	コンクリート ・ その他（ ）						
⑥ 建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造	階数		建築面積		水平投影面積		
	階		m ²		m ²		
	壁	柱	床	はり	屋根	窓	出入口
⑦ 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造	階数	延べ面積	建築面積	壁	柱	床	はり
		m ²	m ²				
⑧ 上階の有無（給油取扱所以外）	有（用途（ ）） ・ 無（有の場合、屋根又はひさしの有無 有（ m） ・ 無（ ））						
⑨ 建築物の用途別面積	項目	床又は壁で区画された部分の1階の床面積			床又は壁で区画された部分（係員のみが出入りするものを除く。）の床面積（2階以上を含む。）		
	用途						
	第1号	a		m ²			
	第2号	b		m ²	h		m ²
	第3号	c		m ²	i		m ²
	第4号	d		m ²			
	第5号	e		m ²			
	第6号	f		m ²	j		m ²
計	g		m ²	k		m ²	
⑩ 周囲の塀又は壁	構造等			高さ			m
	はめごろし戸の有無 有（網入りガラス ・ その他（ ）） ・ 無						

(裏)

項目	設備	型式	数	道路境界線からの間隔	敷地境界線からの間隔
	⑪ 固定給油設備等	固定給油設備			m
	固定注油設備			m	m
⑫	固定給油設備以外の給油設備	給油配管及び (ホース機器・給油ホース車 (台))・給油タンク車			
	附属設備の概要	⑬			
	電気設備	⑭			
	消火設備	⑮			
	警報設備	⑯			
	避難設備	⑰			
	事務所等その他火気使用設備	⑱			
⑲	滞留防止措置	地盤面を高くし傾斜を設ける措置 その他 ()			
⑳	流出防止措置	排水溝及び油分離装置を設ける措置 その他 ()			
㉑	タンク設備	専用タンク		可燃性蒸気回収設備	有・無
		廃油タンク等		簡易タンク	
	工事請負者名 住所氏名	㉒ 電話			

- 備考 1 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
- 3 建築物の用途別面積の欄中「用途」とは、第25条の4第1項各号又は第27条の3第3項各号に定める用途をいう。
- 4 専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクにあつては、構造設備明細書(様式第4のホ又は様式第4のへ)を添付すること。

1 1 第1種販売取扱所・第2種販売取扱所構造設備明細書 【様式第4のヌ】

- ① 申請に係る施設区分以外を二重線で抹消する。
- ② 「事業の概要」欄は、当該販売取扱所を設置している事業所等の主たる事業概要を記入する。
 (例) 塗料の販売業 等
- ③ 「建築物の構造」欄は、当該販売取扱所が設置されている建築物全体の構造を記入するものとし、次により記入する。
- a 「階数」は、建基令第2条第8号に規定する階数を記入する。
- b 「建築面積」は、建基令第2条第2号に規定する建築面積を記入する。
- c 「延べ面積」は、建基令第2条第4号に規定する延べ面積を記入する。
- d 「建築物の構造概要」は、建基法第2条第5号に規定する主要構造部の構造の概要を記入する。
 (例) RC造(耐火構造) 等
- ④ 「店舗部分の構造」欄は、販売取扱所として規制される部分の構造等を記入する。
 なお、構造については構造方法又は建築材料等を簡潔に記入するとともに、必要に応じて建基法上の耐火構造、防火構造、不燃材料等についてかっこ書きで記入する。
 また、耐火構造又は防火構造等として国土交通大臣が指定した認定工法による場合は認定番号を記入する。
 (例) RC造(耐火構造) / CB造(耐火構造) / ALCT100(耐火構造) / 吹付けロックウール被覆外壁(耐火構造:FP060NE-9305) / 鉄骨造不燃ボード張(防火構造:PC030NE-9105) / 鉄骨造(不燃材料) / スレート造(不燃材料) 等
- a 「面積」は、当該販売取扱所の床面積を記入する。
- d 「延焼のおそれのある外壁」は、危政令第9条第5号の規定に該当する外壁がある場合に、構造を記入する。該当しない場合は斜線で抹消する。
- c 「その他の壁」は、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造について記入する。
- d 「床」、「柱」、「屋根又は上階の床」、「天井」、「はり」は、それぞれの構造について記入する。
- e 「窓」は、外壁に面する部分に窓がある場合に材質及びガラスの種類を記入し、かっこ書きで建基法に規定する耐火性能を記入する。
 (例) アルミ製、網入りガラス(防火設備) / スチール製、はめ殺し網入りガラス(特定防火設備) 等
- f 「出入口」は、外壁に面する部分の出入口について、材質及びガラスの種類を記入し、かっこ書きで建基法に規定する耐火性能及び自閉式について記入する。
 (例) 鉄製、網入りガラス(防火設備) / 鉄製(特定防火設備・自閉式) 等
- ⑤ 「配合室」欄は、当該販売取扱所において色調を調整する等で危険物を取り扱う場所がある場合に、当該部分について次により記入する。
- a 「面積」は、配合室の床面積を記入する。
- b 「排出の設備」は、可燃性蒸気排出設備について、種別及び個数を記入する。
 (例) 強制排出設備1基(ベンチレーター) / 自動強制排出設備1基 等
- ⑥ 「電気設備」欄は、危政令第9条第1項第17号に規定する、電気工作物に係る法令に基づく電気設備の防爆構造の種類及び個数等を記入する。ただし、添付書類等により詳細が明らかになっている場合は、総合的に「電気設備技術基準により設置」と記入することができる。
- ⑦ 「消火設備」欄は、危政令別表第5の消火設備の区分のうち、当該販売取扱所に設置したもの及びその設置数を記入する。
 (例) 第4種消火設備(粉末大型消火器50型) × 1個 / 第5種消火設備(ABC粉末10型) × 3個

等

- ⑧ 「工事請負者住所氏名」欄は、設置者等から工事を請け負った法人の名称、主たる事業所の所在地及び工事の責任者又は担当者の氏名、電話番号を記入する。

様式第4のヌ（第4条、第5条関係）

① 第一種販売取扱所 構造設備明細書
 第二種販売取扱所

事業の概要		②				
③ 建築物の構造	階数		建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	構造概要					
④ 店舗部分の構造	面積	m ²	壁	延焼のおそれのある外壁		
	床			その他の壁		
	柱		屋根又は床 上階の			
	天井		は	り		
	窓		出	入	口	
⑤ 配合室	面積	m ²				
	排出の設備					
電気設備		⑥				
消火設備		⑦				
工事請負者 住所氏名		⑧ 電話				

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 建築物欄は、第一種販売取扱所 第二種販売取扱所 を設置する建築物について記入すること。